

# 総務常任委員会

平成15年8月22日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| ◎松田 正 | ○嶋田 善行 | 小野 隆雄 |
| 坂口 徹  | 浦野 圭司  | 木澤 正男 |
|       |        | 森河議長  |

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 助 役       | 芳村 是  | 収 入 役     | 中野 秀樹 |
| 教 育 長     | 栗本 裕美 | 総 務 部 長   | 植村 哲男 |
| 総 務 課 長   | 西本 喜一 | 総 務 課 参 事 | 吉田 昌敬 |
| 同 課 長 補 佐 | 西川 肇  | 同 課 長 補 佐 | 加藤 惠三 |
| 企画財政課長    | 藤原 伸宏 | 企画財政課参事   | 野口 英治 |
| 同 課 長 補 佐 | 山崎 篤  | 同 課 長 補 佐 | 西巻 昭男 |
| 税 務 課 長   | 植嶋 滋継 | 同 課 長 補 佐 | 清水 修一 |
| 同 課 長 補 佐 | 黒崎 益範 | 教委総務課長    | 清水 建也 |
| 同 課 長 補 佐 | 吉村 三郎 | 生涯学習課長    | 阪野 輝男 |
| 同 課 長 補 佐 | 加藤 保幸 | 監 査 書 記   | 佐藤 滋生 |

## 3. 会議の書記

|        |      |       |       |
|--------|------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 浦口 隆 | 同 係 長 | 猪川 恭弘 |
|--------|------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会 （午前9時00分）  
署名委員 坂口委員、浦野委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、  
総務常任委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。始めに町長が出張されておりますので助役さんからの挨拶をお受けいたします。芳村助役

（ 助役挨拶 ）

委員長 本日の会議の署名委員として坂口委員、浦野委員にお願いをしたいと思います。レジメに従いまして会議を進めていきたいと思いますが、まず始めに継続審査事案の藤ノ木古墳周辺整備に関するることについてと史跡中宮寺跡の公有化についてを議題としたいと思います。なお、審議を進めるにあたって、皆様のご了解を得たいと思うわけですが、先ほどお話にもありましたように、藤ノ木古墳の関係につきましては藤ノ木を守ってきたと言われる宝積寺跡の発掘調査、さらに、墳丘の形と範囲を確認するという事を中心として今年度発掘調査を行なうという事が、予め明らかにされている。さらに中宮寺跡の関係につきましては、史跡指定地の用地取得について公有化について、今年度から3ヶ年計画で実施をするという事になって、これから具体化をし、皆様のご審議を頂く事になりますが、それぞれ将来の保存整備に関わる重要な問題でもありますので、十分に現地を確認していただいた上で、十分理解を深めていただきながら具体化に進めていくという事が必要になってくると思います。従いまして暑い時で誠に申し訳ないんですが、これから現地の視察を行なっていただいて、帰りました後会議を続行し、議論をいただく。こういう手はずを整えたいと思っておりますが、これにご異議がなければそのように諮っていただきたいと思います。いかがでございませうか。

( 異議なし )

委員長

それではそのような取扱いをさせていただきます。それではこの場所における会議につきましては一時休憩をいたしまして、先に現地視察をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。お手元に配布しております地図なども参考のために必要かと思っておりますのでご持参いただければと思います。

( 9時04分休憩 、現地視察に赴く )

( 10時14分再開 )

委員長

再開します。ご苦労様でした。それでは現地視察も含めてですが、継続審査事案の(1)藤ノ木古墳周辺整備に関する議題から論議を進めてまいりたいと思っております。現地説明も行われているわけですが、さらにこの席において理事者の説明がありましたらお受けします。

生涯学習  
課長

暑い中ご苦労さまでした。一応現地の方で今後の発掘調査の計画等について概ね説明させていただけたように思いますので、とりあえずご質問等がありましたら引き続きお受けいたしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長

藤ノ木古墳のさらに墳丘の範囲の確認調査、並びに宝積寺跡と思われる箇所が発掘調査を具体的に準備が進められて、1日以降着手をするという報告を受けているわけですが、これについて何かご質問、ご意見ございましたら、お受けしてまいりたいと思っております。

( 質疑なし )

委員長

この件につきましては後でご相談申し上げることになりますが、総

務常任委員会の本年度の研修視察などとの関連において、若干この事も含めながら考える事を申し上げてご相談申し上げたいと思っておりますので、この場所における藤ノ木古墳周辺整備に関する事項については、当面具体的な調査に着手するということを理解した上で審議を終わりたいと思いますがよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

ではそのようにさせていただきます。

引続きまして中宮寺跡の史跡地の公有化について、今後3ヶ年間で実施をしていく、いわゆる公有化後の発掘調査がそれぞれ行なわれるんでしょうけども、発掘調査の推移を見ながら具体的な構想の具体化をさらに計っていくという関係になっています。史跡中宮寺跡整備基本構想というのが出てるようですが、その21ページの一番最後の史跡整備では、この基本構想を骨子としながら発掘調査の成果をも十分考慮した上で遺構整備等を実施し、広く利用できる史跡公園として整備を行っていく、という基本構想でありますので、我々としましても、今後公有化の進展度合いを見ながらさらに史跡公園としてどういうものが相応しいのかという事などについて広く調査研究を進めていくという事で、具体的な行政側の、公有化に向けての対応処置の報告を聞いたという事で今日のところは終わりたいと思いますがよろしいですか。何かあったら質問してください。

小野委員

委員長の方向付けでいいと思うんですが、先ほどちょっとこの中宮寺跡の整備のところで藤ノ木のガイダンス施設を持って行く、そちらへ統合するような、そういうような聞き方をしたんですが、聞き間違っていたらあれなんですが、藤ノ木の方にガイダンス施設を設置するというのか、始めからいろいろ検討していた中で、用地の事もあるから、大きな中宮寺跡の方に斑鳩町としての総合的な資料館をもって行く中で、藤ノ木のガイダンス施設を持って行く可能性があるのですか。

その点をちょっとお聞きします。

教育長

中宮寺跡の整備、一番取っ掛かりにそういう施設もというお話があったように思います。まだ計画の中にはそういった施設の整備というのは入れてないんですけど、当初そういう事もありました。もう一つは平田が説明した中で、藤ノ木古墳の整備をする中で、ガイドンス施設を造る、そういう資料館という計画があったわけです。資料館の構想については、藤ノ木から出土した遺物をそこで展示できるという事を目的、そういう事があって資料館を造って、そこで展示してはという事もあったようです。検討委員会では当初基本計画を作っていた内容で推移しているわけです。今後の土地の確保という事もありますし、そういった事も含めまして中宮寺と藤ノ木と両方を合わせてそういう施設の整備をどうするのか、早急に私たちの方としても検討する必要もあるだろうと思っています。ただ、申しあげましたように現在のところは藤ノ木古墳整検討委員会で示させていただいた計画に基づいて進めさせていただいているのは現状でございます。ややこしい説明をさせていただいたと思いますが、よろしくご理解を賜りたいと思います。

小野委員

私も今まで藤ノ木の検討委員でしたので、藤ノ木の場所での、当初から計画されてた、結果的に最終的には一番小さな跡地というんですか、そのように向かっていってるような感じでしたし、それについてもいろんな要素があって、一番の要素は道路なんですよ。バスが入るのかと、検討委員さんの方でも心配しておられたし、それについての町道整備もいろいろ費用のかかる事だし、という事でなかなか難しいという事で、私も議員のひとりとしては考えてましたし、今日ちょっと向こうで説明受けた時にそれもいい方法ではないかなという感じを受けたから聞かせてもらっただけで、今の進み具合についてはそういう事だとは思っておるんですが、そういう考え方もできるかなと思ってますので、別に藤ノ木の横へ資料館を建てなくてはいけないとい

う、それはないかなと思うんですが、検討していただければ。

委員長

今の小野委員が言われている事と関連するんですけど、僕はこの関係については、決定付けていくというよりは一つの考え方として、2つの考え方があるという事で、今後どうしていくかという事が議論の対象になっていく課題かなと思うんです。一つは藤ノ木古墳の関係については、当初の基本的構想をたてた状態より周辺状況が非常に変わってきてしまっているという事ですね。そして資料館をとという関係を当初から言っていたんですけど、用地取得の関係で用地がどの辺に充当していくのか考えられているのかという事について、非常に範囲が狭まってしまったという感じがするんですよ。あの場所で資料館という関係になってくると、資料館の規模の問題が一番課題になってくると思うんです。ほんとに資料館と言うべき性格のものができると考えられるのか、あるいは出土物の掲示室的な規模のものが想定されるのかという事で状況は変わると思うんです。敷地の都合で、いわゆる資料館と言っても藤ノ木に限定した出土物の展示室的な考え方に達するのか、あるいは斑鳩町全体の歴史的な文化、いくつかあるわけですから、そういうものを総合したものとしての資料館の建設という事を考えて構想して、それぞれ斑鳩町の史跡を巡回して観光していただくのか、あるいは見学していただくというようなものの拠点として資料館を位置付けるかという事によって、いろいろ趣も変わってくると思うんですよ。場所の関係も、取得条件についても。だからそういう事も今後それぞれの関係について検討して、議論を進めていく過程においてきっちり位置付けをしていく事にならざるを得ないと思うんです。ただ、僕らが気を付けないといかんと思うのは、中途半端なものを中途半端に造ったらいかんと思うんですよ。そういう面で十分に斑鳩町、ひとつの1ヶ所に固定した箱物を造るのかあるいは総合的なものを考えていくのかという事で、どちらが斑鳩町の歴史的な風土、景観という物を、特徴付ける事ができるのかという視点に立って検討すべき課題ではないのかなというご指摘もあって、今のような質問に

なっていると私は思うんですけどね、そういう風に位置付けてもらわないと、固定してしまっていくと、今後いろんな議論については、真っ先に出てくるのではないかなという感じはするんですけど、そういう認識でいいのでしょうか。

教育長 今委員長がおっしゃっていただいたような事も含めながら、今後また検討していきたいと思います。町として今おっしゃっていただいたような方法も含めて、どういう風に整備するのかという事を早く方向を定めたいと思っています。そうした時に議員さんの意見を十分尊重させていただいて検討させていただきたいと思います。

委員長 たまたま今日は2箇所回ってますけど、中宮寺というのはこれから随分先になるでしょう、いろんな面で手立てをしていったら。駒塚もあるし、調子丸もいろいろあるわけですから、1つずつ調査の関係進んでいるわけですから、そういうものを総合したものとして必要になってくる。そういう構想がもちろん必要になってくると思いますが、それから資料館と言えどもどういう形の、どういう規模のものができるかによって変わってくる性格のもので、一番肝心な問題になってくると思いますので慎重に対応する必要があるのではないかと思います。他に何かございますか。

( 質疑なし )

委員長 それでは後刻、視察等の関係の対象等もご相談申し上げたいと思いますので、継続審査事案としてのこの事項については審議を終了させていただきたいと思います。

それでは次にその他の審査事案として提示をいたしておりますが、9月定例議会の付議予定議案のうちで総務常任委員会の所管に関わると思われる事項についての説明を受けておきたいと思います。

企画財政  
課長

一番目の斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元の資料2をご覧くださいと思います。まず2枚目をお開きいただきたいと思います。斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例（要旨）、地方公共団体の内部組織に関します事項の見直し等を目的とする地方自治法の一部を改正する法律の公布によりまして、都道府県の局部数の法定制度が廃止される等の改正が行われました。これに伴い、斑鳩町行政組織条例の関係条文を整理するものであります。改正いたします条文ですが、左ページの斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。条例第1条に部の設置について規定をしております。この部の設置についての地方自治法の根拠条文が第158条第7項でありましたのが、第158条第1項とされましたことから、当該部分の改正を行うものであります。

以上簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

この組織条例の一部改正については、9月定例会で提出をされる手はずになっているという説明でございますので、その内容についてはこういう事であるという趣旨説明が行なわれました。一応こうした提出が行なわれるという事について、承知をしたという事で終わっておきたいと思いますがよろしいですか。

（ 了 承 ）

委員長

次に、②特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を上程していくという事ですので



内容について説明を受けたいと思います。

総務課長

9月定例会付議予定議案のうちで、特別職の職員で、非常勤のもの  
の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に  
ついてでございます。お手元の資料No. 3、最後のページ、10ペ  
ージをご覧くださいと思います。まず要旨を朗読させていただきます。

(要旨朗読により説明)

この資料3の2ページをご覧くださいと思います。改正部分に  
つきましては、この2ページの表の番号を付しております11番、期  
日前投票所の投票管理者日額11,200円そして14番、期日前投票  
所の投票立会人日額9,600円(ただし、職務に従事した時間が8  
時間以下である場合には、8,100円とする)、この11番目と1  
4番目の項目を新たに追加したものでございます。条例改正の趣旨は  
以上でございますけども、ここで期日前投票制度の内容と報酬額を定  
めた根拠につきまして若干ご説明させていただきたいと思いま  
す。この期日前投票制度につきましては、従来の不在者投票制度の一部が改  
められ、選挙期日前であっても、選挙期日、要するに投票日と同じく  
投票できる制度であります。つまり従前は候補者等を記載した投票用  
紙を内封筒及び外封筒に入れ、外封筒に署名をするという手続きで不  
在者投票をしていましたが、期日前投票は、投票用紙を直接投票箱に  
入れることになり、手続きの簡素化が図られて、投票しやすくなりま  
す。すなわち、期日前投票制度による投票は、選挙期日の投票所にお  
ける投票と同じく確定投票となり、基本的な手続きは投票所における  
投票と同じ扱いとなります。また、期日前投票の投票期間も、選挙告  
示日の翌日から選挙期日の前日までとされ、従来の投票期間から開始  
日が1日遅くなって始まります。投票時間は、従前通り、午前8時3  
0分から午後8時までとなっております。なお、郵便による不在者投  
票、名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等  
における不在者投票については従前どおり不在者投票として行なわれ

ます。この法律の改正により、期日前投票制度が創設されたことによりまして、新たに期日前投票所におきまして投票管理者及び期日前投票所の投票立会人を選任する必要があり、これに伴い法律の改正に併せまして、選挙執行経費基準法の改正も行われたことから、今回この報酬額の改定をさせていただいた訳でございます。この報酬額の改定につきましても、本町では今日まで投票管理者及び投票立会人、開票管理者、開票立会人等、選挙関係の報酬額につきましても、国が定める選挙執行経費の基準に併せて定めてきておりまして、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額につきましても、この基準合わせて新たに定めようとしているものでございます。また、期日前投票所の投票管理者は日額11,200円といたしておりますが、投票立会人につきましても、時間毎の交代が可能となっており、午前8時30分から午後8時まで、11時間30分の長時間の勤務となるため、立会人の負担の軽減を図るために、投票当日の投票立会人と同じく、半日交代制を予定いたしております。その時間で投票立会人をお願いする予定でございます。つきましては、投票立会人の職務に従事した時間が1日、11時間30分の場合は国の基準に合わせてまして9,600円を支給することとしますが、8時間以下である場合にはその報酬額を8,100円に改めるものでございまして、本来ならば9,600円の半額の4,800円を支給することになると考えられますが、職務に従事する時間が概ね6時間余りになりますので、条例の中で、その他の委員会の委員の報償が日額8,100円ということから、それに準じて同額とし、報酬の支給を行おうとするもので、また投票日当日の投票立会人の半日交代制の報酬と同額でございます。なお、公職選挙法の改正が平成15年12月1日から施行となっており、この条例の施行日も平成15年12月1日といたしております。以上で特別職の職員で、非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 ちょっと教えて欲しいんですが。1点目が、期日前投票所は町内で1箇所という考え方でいいのか。期日前投票管理者と、投票管理者との日額が差があるのはなぜか。それらについて教えてください。

総務課長 従前、斑鳩町の選挙管理委員会で設置しております不在者投票所は1箇所でございます。それに合わせて期日前投票所も1箇所と考えております。日額の差は選挙執行経費の基準に関する法律、こちらの金額に合わせたということで、国の金額に合わせたということで、なぜ差があるかということとは分かりませんが、改正案の2ページ、従前の投票管理者、当日の投票管理者、日額12,700円、そして投票当日の投票立会人日額10,800円という事で、この金額は差が、投票日当日差がある訳ですから、これと同じように、若干時間が1時間半、投票日当日より開始時間が遅れておりますので、減らした金額で同じように定められていると考えております。

小野委員 以前の投票日の立会人なり管理者より時間的に長いということで、お互いに、1,200円かな、片方は1,500円、差がある。そういう解釈で。それと、従前でしたら、投票率ですか。投票者の率。時間帯ね。不在者投票の場合は、最終の時間、締め切りの8時にカウントしていたように聞いている。投票者数。というのは不在者投票だから、最終的にそれを持ってはいるからね。期日前投票制度が創設されたということになったら、投票の時間別の投票率については、どのようにしようと。余り拘って関係ないんですが、以前に不在者投票の時間を延ばすことができるようになって、8時になった。投票率上げようといういろいろ工夫されたんですけど、私はあんまり経費から見ていって、不在者投票制度がやりやすくなったと。その中でも、そういうことで投票率が上がって行って、8時まで延ばしてても一緒だと。その

ような乱暴な意見をいった可能性もあるんですよ。実際奈良県でも吉野郡の方は投票時間を6時と設定して、2時間余り投票率が上がらない。データの的には当時は最終に不在者投票の分をカウントしているから、時間が遅いほうがよく投票してもらえるんだというような分析をされていたと思うんですが。将来も含めて、このように不在者投票の中でも、どうして自分の名前書かないといけないという疑問も聞いていましたし、同じように期日前の投票制度というのが創設されたということは、もの凄く前向きでいいと思っている。ただ、あとデータの的にどうしていくのか、分かる範囲で教えてください。

総務課長 期日前投票所も、不在者投票所と同じ考え方ということも考えておりまして、開設した日にち毎に投票数は集計を取っていきたいと思います。投票用紙につきましては、最終的に期日前投票所の管理者が選挙管理委員会の委員長に投票箱を送致いたしまして、開票日当日選挙管理委員会の委員長が開票管理者に送致をするかたちになりますので、開票時点で正式な投票数が分かるわけでございます。今おっしゃっているように、投票が6時から8時まで延長したという中で、斑鳩町の場合は、平成13年10月の町長選挙の資料ですが、それを見るにつきましては、全体の不在者投票の数が513件ございまして、その内5時から8時までの投票者につきましては、146名ございました。28.5%の方が5時以降に利用されているということでございます。

委員長 他にございますか。この関係も9月議会に予定をしているということで説明があったということで終わります。次に、③財産の無償譲渡についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 それでは、9月議会に提案を予定しています財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。資料4をご覧頂きたいと思います。財産の無償譲渡について下記の土地を無償で譲渡する。記。1としまして、土

地の所在地、地目、面積ですが、所在地は、斑鳩町龍田西3丁目1357番8。地目は、宅地。面積は、198.35㎡でございます。もう1筆は、所在地が斑鳩町龍田西3丁目1357番12。地目は宅地。面積は49.60㎡でございます。2筆を合わせまして、面積合計は、247.95㎡でございます。2としまして、譲与の目的でございますが、集会所用地でございます。3としまして、譲与の相手方ですが、峨瀬自治会で、代表者は、斑鳩町龍田西1丁目1番25号宮本勝吉氏でございます。

今般、峨瀬自治会から提出をされておりました地縁団体の設立について認可をいたしましたことから、峨瀬自治会におかれましては、中断しておりました集会所建築を再開される運びとなりました。町としましても、この用地が施設協力費を原資として、地元集会所用地に充てることで購入した経緯を踏まえまして、この用地を峨瀬自治会に無償で譲渡するものでございます。このことから、譲渡をいたしました後は、建物と土地の一体的な管理、運営を地縁団体の法人格を有する自治会に行っていただくこととなり、適正な管理運営をしていただけるものと期待するものであります。

なお、隣接する土地開発公社有地につきましても、ご議決をいただきましたら、早い時期に峨瀬自治会と売買契約を結び、売却処分をしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、財産の無償譲渡についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 議案書として出てくるでしょうが、先程の予定議案のような要旨ということで、課長に口頭で説明していただいたのですが、今回は新人議員さんたくさんおられることですし、他の説明の部分も要旨とか、他の経緯とか付けてもらった方が、議員さんにも理解していただき易

いんじゃないのかなと思いますので。それらは付ける予定はないんですか。

小野委員　私はこれ、大体分かるんです。どの土地で、どういう形で、どういう経緯というのが。この委員会でも4名の新人委員さんがおられるから、地域も近くの人だったらある程度分かるかなと思うんですが。どうかと思います。

企画財政課長　大変複雑な経緯を経ておりますので、これにつきましては議案というかたちではなしに、総務常任委員会に資料としてお渡ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

小野委員　総務常任委員会に付託されて、総務常任委員に資料として添付というの必要だと思うんですが、先程の議案については要旨というのはいつも付けていますわね。期日前投票制度ということで文書出していたから、ある程度の理解しやすいし、今までの経緯とかを議案の中へ、さらに、付託される予定の委員会で、委員の中から委員長を通じて、図面とかお願いしているということになったら、してもらっていい。これ1枚だけの議案というのは、ちょっとなかなか理解しにくいとは私は思うんです。私は提案ということでもう少し分かりやすい経緯を付けてもらったらと思います。

総務部長　いかに理解していただいて、決議してもらおうということが大事ですので、分かりやすいものということで、今おっしゃっていただいていた分も議案の所に付けさせていただき、位置の関係も分かっていたかかないといけませんので、本会議には揃えていくということでよろしくをお願いいたします。

木澤委員　以前に委員長の計らいで、大字龍田財産区の資料をいただきまして、これが非常に分かりやすかったので、このように過去の経緯、分から

ないまま審議するのも僕はつらいと思いますので、今資料をいただけるという事ですので是非よろしくお願いします。

総務部長 木澤議員さんおっしゃっていただいたような、経緯が分かるような方も合わせましたらご理解いただけるとと思いますので、それも合わせて整理させていただきます。

委員長 今回の関係で確認をしますけど、小野委員の関係での質問、要望と言うのは議案だけではなく議案の要旨を他の議案と同じように付けて出さないという事を指摘してるわけですよ。木澤議員の関係は資料と言ってるんですよ、ずいぶん性格が違うと思うんですよ。それを、それも合わせて出すという事になれば、そういう風に理解していいんですか。例えば財産区財産の関係はまさに資料だと思うんですよ、だからそんな資料をここに出せるのかどうかです。合わせて言いますと、答弁は了承したような答弁であるように私は受けたんです。そこの辺をはっきりしておかないと、本会議でまた議論になって、約束したのと違うという関係が出ると思いますから、私はニュアンスが大きく違うという風に判断をするんですが、その辺はどうなんですか。もう一度念のため確認します。

総務部長 議案として出させていただく中には、今、おっしゃっていただいた中で、趣旨的なものをちょっと書かせていただいて、それに位置も分かるような形の中で、その中に付けさせていただく。議会開会中の総務委員会に付託という事になりますので、そういった中での今おっしゃっていただいたような経過が分かる資料を別に作りまして、お示ししたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

委員長 ・ ・ ・そのまま突き返すというのは、ただし、今、付議事案として出したい問題の説明という関係について、その事は取扱いがおかしいんじゃないかなと思うんですよ。むしろこの事案については、考え方

ですが、この問題については従来からいろいろ本会議でも一般質問でも問題になっている関係事案であるので、総務委員会だけが理解したとしても必ずしも総務委員会の結論通りになるという風に思えない状態でもありますので、そういう意味で提案を出す際に具体的にその趣旨という物を添付して議案を扱うべきではないのかな、という事を言っているんですよね、それは総務委員会にという事ではないわけですよ。だから一方はその点を受けているのだから総務委員会に出せというのですか、どちらなんですか。

求めているのは総務委員会にですか。

木澤委員 私を考えていますのは新人議員が経過を分からないので資料をいただきたいという事ですけども。

委員長 分からない事は勉強しないといけないという事なんで、なんでもかんでも云々ということよりも、だから総務委員会に出せという事になるのか、どうかという事ですね。

木澤委員 審議するのは総務委員会になりますので、総務委員会の委員メンバーに。

委員長 おそらく所管としては、総務委員会所管の事項であるという事になると思うんですけど、決まってないんですよね、まだ。だから所管として一応提議をするという風に言っているんですけど、この辺のところの関係ですよ。今日は予備審査でも何でもないわけですよ。予備審査のような考え方でしてもらおうとだんだんおかしくなる。どんな事を予定しているのかという関係について、当局が一方的に言う、それを聞いたという事だけで、若干質問させてもらったという程度で来てる問題ですから、正規には我々全員審査をしないという事にしてるんですから、そういう事だけ守ろうと思ってるから申し上げるんですけどね、全員審査なら言うまでもなく、十分受けていいんですけど。私



が気になりますのは、この事案の関係については、総務委員会で言ってるけど、出したとしてるけどかなり問題にされるのと違うかなという懸念があるんですよね、その為にこの扱いそのものについてはもう少し考えた方がいいのではないかと、という趣旨が一方では出ていると思うんです。小野議員の方では多分そうだと思うんです。木澤議員の方は分からないから分かるものを出せよという言い方と、全然違うんですね、判断が。

小野委員　　今委員長がおっしゃっている通りだと思うんです。この委員会が一応私が提案した要旨を文書化して、説明はしていただいたけど。それを付けてもらうという事だけを委員会で結論付けていただいておいて、本会議で初日に委員会に付託された時点で木澤議員が今おっしゃっているように、委員としてこの議案を審議する。その時に委員長に打合せの時に、もうちょっと分かりやすい資料を提供していただけないかという事をお願いされて、その委員会で資料を見ながら同じ位置でした方がいいのかな、と思うんですが、委員長ちょっとまとめていただけたらありがたいです。

委員長　　いずれにしても、この問題は総務委員会で付託されれば総務委員会で議論する事になるんでしょうけども、問題にされてきた事案であるだけにこれだけの簡単な資料、資料というか提案では不十分ではないか。総務委員会を対象とするのではなくて、議会全体の同意がなければならぬわけですから、むしろ他の議案と同じように主旨を記載して出されるように、という事を我々としては要望していく。あと分かる、分からないの関係はまたいろいろ……。その過程を経て、私ども委員会で議論する事になるでしょうから、この関係については、主旨を記載して提出するという事でよろしいですか。

総務部長　　委員長がおまとめいただいたような方法で我々としては議案を提出、そういった物をつけさせていただくという事でやってまいりたい

と思いますのでよろしく申し上げます。

委員長       それが十分であるか十分でないかは別にして。一応そこまできちつと紙一枚ではなく、他の事案と同じように書くと。

総務部長       担当課長が説明させていただいたような内容のものについて、文書化して、主旨という形の中でつけさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長       それでは一応議案の付議議案について、この提起をするという事については我々が協議する事はできませんから、提供するについては、主旨についてもう少し克明に記載をするという関係の文書を配慮してほしいという事で我々としては、取扱いについて要望しておくという事にしてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長       その結果を見て、また質問があればしてもらおう。どうせこれは一般質問でも出る問題だと思いますので、できるだけそれらを受けて総務委員会としても、あとで具体的な審議が十分出来得るような配慮というのは必要だと思いますから、そういう事の為に特に議案提出に際してはそういう事の配慮をしておいてほしいという事だけ要望しておきたいと思います。要望で終わっておきます。よろしいですね。

委員長       次に、④消防ポンプ自動車購入についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長       消防ポンプ自動車購入についてでございます。資料としてNo. 5をつけております。消防車両の整備につきましては、今日まで消防車両整備計画に基づき、ポンプ車は13年で更新する事といたしており、

第1分団の消防ポンプ車が、本年でまる13年が経過するところから、火災時に等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことのないよう万全を期するため、消防ポンプ自動車を更新する事とし、本年12月までに買い替えを行いたいと考えております。このことから、ポンプ車の購入価格が700万円を超えます事から、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号に基づき、議会のご承認を得ようとするものであります。なお、消防ポンプ自動車の特殊性により、発注して完成まで約4ヶ月程度を要しますところから、12月中の納車、年末警戒、出初式等に間に合わすため、機種選定等を分団とも協議するなかで、早期に発注する必要があることから、昨日8月21日に入札を行いました。その結果、落札者は(株)モリタ大阪支店、店長、前嶋幸広で、落札金額は、税込み1,197万円でございます。なお、12月中の納車をしたいと考えておりますことから、落札業者と仮契約を締結し、9月議会においてご承認を賜りましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何卒温かいご理解を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。以上で消防ポンプ自動車購入についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 議案として、購入についてという、契約の締結についてというのではなくて、これだけでいいのですか。

総務課長 前回、平成11年ですけども、この形でさせていただきましたので、今回もこの形で出させていただきたいと思っております。内容につきましては、契約の締結でございます。

小野委員 議会の議決を必要とするという項目にこれは当たってくると理解して

いいのですか。だから出してくる。11年に同じ形だという事なんです、その時私もおったんですが、気がつかなかったのかなと思うんですが、購入についてという議題がね、ちょっとどうなんかなと思うんですが、これで別に差し障りがないのだったら結構ですけど、もしあるなら研究してもらっておいた方がいいかな、と。ただ、今課長が11年にこのままだから、このまま、というのは返事としてあれだから、もう一度これで大丈夫という事だけ、あとで確認してもらったら結構です。

委員長 契約締結の関係は、契約についてという表題がきてるのでしょうか、この分はむしろ入れるのでしょうか、この表題の書き方自身が。だから物品の購入という関係でこういう事になるのかな。

総務課長 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条を見ますと、議決に付すべき財産の取得又は処分として、予定価格700万円以上の動産もしくは動産の買入に関するものが議決を要となっておりますので、契約とまで入ってないので、このタイトルでもおかしくはないのかなと考えております。買入について議会の議決を、というように条文となっておりますので。

小野委員 こだわるようなんですが、それだったら別に、売買契約を締結すると、それではなくて購入すると、細かい話なんですけどその方がいいように思うし、売買契約を締結するという下の文面から言えば、契約の締結について議会の議決を必要とする項目なんかな、というようにとられるし、そこらを整理してもらったらありがたいです。

委員長 言われてる主旨はある意味では最もだと思うんです。今までの場合、どんな場合でも契約を締結するという場合、根拠になる規程は明確にするんでしょう、何であろうと。これは規程が全然明確になっていない状態で契約を締結する。そしてこういう事になってから、支出する

んです、と。額も決まっているわけだから。そしたら取り決めをしている、締結を必要とする根拠をせめてここに明示させておかななくてはならないと思う。規則が何になるの分からないけれども。

総務課長　これは内容でございますけれども、議案として出す場合はこの上に地方自治法第〇条という表紙、議案書が付きますのでそちらの方につきまして、付けてないので分からないというか、そのようになってしまっていますけれども。

委員長　それなら先ほどから言っている、さっきから説明している関係はね、議案の提出と同じ形で朗読から始まってきて言っていて、これはそうでないという事で使い分けているように思われて仕方がないわけで、そうすると都合のいいように解釈していくというようになってしまおうでしょう、それは素直ではないのと違うかな。もう少し締結の関係について資料、議案としては適切にやってもらいたい。

総務部長　11年度の例を見て、こういう形にさせていただいたんですけれども、ご指摘いただいた分についても、西和署でも話を聞いたりいたしまして、もう一度調査したいと思います。

委員長　おかしいと言われないようにだけしておいたらいいと思う。従前の例でいいものもあるし、改めていかないといけないのは改めていくという関係であってもいいと思いますから。十分検討して取扱いをして下さい。指摘をされた分について十分検討してください。

委員長　次に、⑤平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長　それでは、9月議会に提案を予定しています平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてその概要のご説明をさせていただ

きます。資料6をご覧頂きたいと思います。まず、歳入総額表からでございます。表の一番下の計欄をご覧ください。補正前の額は、84億753万3千円でございます。今回補正額として、1,035万8千円を減額しまして、予算総額を83億9,717万5千円とするものでございます。主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第7款地方特例交付金で、交付額の決定により2,174万1千円を減額補正するものでございます。次に、第8款地方交付税におきましても、平成15年度普通交付税の交付額の決定により2億9,531万1千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第13款県支出金ですが、地域雇用創出特別交付金事業補助金の追加要望を行いましたところ、水道管路情報構築事業が補助対象として採択されましたことから、1,521万円の追加補正を行うものでございます。なお、この事業につきましては、水道事業会計におきまして実施を予定しておりますが、補助金交付要綱の関係上、一般会計での受入れとなっております。次に、第14款財産収入でございますが、町が出資をしておりました樫原伝染病棟組合の解散に伴う残余財産収入310万5千円、また、奈良県下水道公社の解散に伴う残余財産収入39万7千円を受入れすることに伴いまして、追加補正をお願いするものでございます。次に、第15款寄附金では、福祉基金にと、ご寄附いただきました30万円を追加補正するものでございます。第17款繰越金では、平成14年度一般会計決算に伴い、剰余金の金額が確定をいたしましたので、2億4,808万2千円の増額補正を行うものでございます。最後に、第19款町債では、臨時財政対策債で、発行見込額の確定によりまして6,980万円の増額、また減税補てん債におきましても発行見込額の確定により3,020万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして裏のページをご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正でございます。第2款総務費では、先ほどご説明いたしました解散をいたしました2団体の残余財産収入を財政調整基金に積立したいと考えております。この積立金350万3千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第4款

衛生費ですが、老人保健事業費、健康づくり推進事業費及び在宅歯科診療費で、当初一般会計で予算措置を行っておりました健康相談、愛と輝き夢フェスタ健康相談の実施、そういった事業の一部が国保健康づくり支援事業として国民健康保健事業会計で国庫補助事業に採択されましたことから、これらに係る経費につきまして合わせて合計で59万7千円を国民健康保健事業会計へ振替えをするため減額補正を行うものでございます。これにつきましては次のページの国民健康保険特別会計の総括表の中で歳入につきましては第2款、国庫支出金のうちの財政調整交付金、歳出につきましては第5款、保健施設費の県事業、この中で増額補正をお願いしております。元へ戻っていただきまして、一般会計歳入総括表の第6款商工費では、先ほど申しました追加要望いたしておりました緊急地域雇用創出特別対策事業費で、水道管路情報構築事業に係る地域雇用創出特別交付金相当額を水道事業会計へ補助するため1,521万円の増額補正を行うものでございます。次に、第9款教育費では、第2目事務局費で、小・中一貫教育調査研究会におきまして、先進地の視察研修を実施するため、その研修旅費48万7千円の増額補正をお願いするものでございます。また、小学校費のなかの教育振興費では、来年1月末に川西町、大淀町、斑鳩町との共催で開催を予定しております「大和猿楽サミット」におきまして、伝統芸能の継承の視点からその支援事業として、「子ども能楽発表会」を開催することと決まりました。このことから、その学習に要します費用43万8千円の追加補正をお願いするものでございます。最後に、第12款予備費につきましては、今回の補正に要します財源として2,969万9千円を充当させていただきます。その事から予備費を減額いたしまして22,201千円とするものでございます。補正をお願いしております。以上、簡単ではございますが、平成15年度の斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。

( 質疑なし )

委員長 質問がないようですので次にうつります。

⑥奈良県市町村職員退職手当組合格約の変更について説明を求めます。

総務課長 奈良県市町村職員退職手当組合格約の変更についてでございます。お手元の方に資料7、最後のページの要旨をご覧頂きたいと思います。上牧町、王寺町、河合町で組織いたします「静香苑環境施設組合」より、平成15年6月25日から奈良県市町村職員退職手当組合に加入したい旨の申し入れがありましたのでこの加入を認めようとするもので、本規約において所要の改正を行うものであります。この加入を認める事といたしまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づく組合格約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により、町議会の議決を得ようとするものであります。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 総務委員会の所管に関わる事項について、9月議会の付議予定されている議案については、説明を受けました。その中で一委員からは要望等のご意見もございましたので、よろしくその点については配慮をしながら、議案の提出を行っていただきたいとお願いを申し上げてこの項については終っておきたいと思いますがよろしいですか。

( 委員了承 )



委員長        それでは3番目に各課報告事項についてを議題にいたします。引き続き、順次説明して下さい。

総務課長        それでは各課報告事項(1)奈良県知事選挙についてでございます。この秋に予定されています奈良県知事選挙について、任期満了については平成15年11月27日となっておりますが、この期日につきまして奈良県選挙管理委員会から通知があり、10月23日が選挙期日の告示日、11月9日が選挙期日、すなわち投票日となりますのでご報告申し上げます。また、若い選挙人の政治への関心が薄れていく社会現象のなか、選挙事務従事者や投票立会人になっていただくことによって、選挙についての関心とご理解を深めていただくという趣旨から、9月広報のお知らせ版にて、選挙事務従事者26名、投票立会人78名を公募することといたしました。以上が奈良県知事選挙についての報告でございます。

      続きまして総務委員会所管のもう一つ、各課報告事項の(2)8月8日の台風10号による対応についてでございます。

      大型の強い台風10号が8月8日夜から8月9日朝にかけて近畿地方を通過し、兵庫県西宮市付近に上陸、奈良県の北側を通過していきました。その当町の対応といたしまして、まず8日午前11時35分奈良県全域に強風・大雨・洪水・雷注意報が、さらに午後4時35分奈良県北部に暴風警報が発令され、災害に対する防災計画に基づきまず第二次警戒体制を取るため8日の勤務終了後も引き続き、役場職員約60名が夜半から9日朝まで待機し、有事に備えたところであります。その中で、龍田4丁目の女性の方が平成10年9月に起きた台風7号の際に非常に怖い思いをしたので、自主的に避難したいとのことから、8日の午後6時40分すぎからその女性の方1名が、西公民館へ自主避難されました。しかし、他の住民の方それ以外に自主避難の連絡や被害の報告等もなく、9日午前9時には暴風警報も解除になり、避難されていた方も9日朝9時30分すぎには帰宅されたところでご

ざいます。また、9日朝方台風10号が奈良県に一番接近し、風雨が強くなってきた時には、河川の巡回を行うなど災害の発生に早期に対応すべく警戒をしたところであります。その後も住民の方から被害を受けたという特段の連絡もなく、警報が解除になった9日午前9時頃から町内道路やカーブミラー、下水路など飛散物等による障害がないかの点検に回り、安全確認を行ったところであります。

以上で平成15年8月8日から9日にかけての台風10号来襲に対して町が対応いたしましたことのご報告とさせていただきます。

企画財政  
課長

世界文化遺産登録10周年記念事業について資料8にご説明をさせていただきます。この開催の趣旨でございますが、平成5年12月に法隆寺地域の仏教建造物が姫路城とともに日本で最初にユネスコの世界文化遺産に登録をされてから今年で10周年の記念の年を迎えます。このことから日本が世界遺産条約を批准した意義と人類共通の貴重な文化遺産を後世に伝えるため、記念シンポジウムを開催し、地域の歴史を知ることから始まる地域文化の活性化と、斑鳩町からの情報発信を行いたいと考えております。この開催の概要ですが、タイトルとしましては、法隆寺世界文化遺産登録10周年記念シンポジウム、小題といたしまして「法隆寺の歴史と聖徳太子の周辺」というタイトルを予定しております。開催日と場所でございますが、平成15年11月15日土曜日の午後1時半からいかるがホールの大ホールで開催したいと思います。この事業の主催は、斑鳩町、斑鳩町教育委員会、読売新聞大阪本社で、後援には、法隆寺、文化庁、奈良県、奈良県教育委員会、日本ユネスコ協会、その他ユネスコ関係団体等を予定しております。入場料は、無料で、700名の入場者を見込んでおります。シンポジウム等の内容につきましてはまず、基調講演を国際日本文化研究センター顧問の梅原猛氏をお願いしております。その後記念シンポジウムといたしましてパネリストに法隆寺管長の大野玄妙師、劇画家であり声楽家でもある池田理代子氏、作家の立松和平氏、大阪外国語大学教授の武田佐和子氏の4人

を、またこのシンポジウムのコーディネーターには、読売新聞大阪本社編集委員の坪井恒彦氏に願っております。裏面でございますが参加申込につきましては、この9月1日号の広報いかるがにおいて募集をいたします。申込み期間は9月1日（月）から10月24日（金）まででございます。申込方法としましては、はがき、ファックスまたは電子メールのいずれか、おひとり1枚の申込みに限定し、なお、応募者多数の場合は抽選で入場券の発送をもって当選の通知とさせていただきますと考えております。以上でございます。

教委総務  
課長

教育委員会総務課の方から2点報告申し上げます。まず1点目、小中一貫教育についてでございます。当町では本年5月に町立小中学校の各学校長をはじめとする、教員を構成員とした「斑鳩町小中一貫教育調査研究会」を発足させました。本日はその研究会の経過報告ということで説明させていただきたいと思っております。この研究会の目的でございますが、現行制度である小学校6年間、中学校3年間という、いわゆる6・3制が子どもの心身の成長面からみて妥当であるのか、また小学校から中学校への移行が、今のままで果してスムーズに行われているのか、などの問題が指摘されている中で、小中一貫教育を行うことによって、こうした問題の解消が図れないかという発想のもとに、斑鳩町の特有である3つの小学校と2つの中学校の校区がそれぞれ錯綜している状況の中で、小中一貫教育を行うにはどのような課題や問題があるのか、そしてその問題や課題にどのように対応すればいいのかを調査研究していく、というものでございます。委員の構成でございますが、町立の小中学校5校からそれぞれ3名の教員、合計15名に参加をいただいております。その各3名の内訳といたしましては、校長・教務主任・教員の代表という3名となっております。この調査研究会は、5月に第1回を開催して以降、現在までに計4回開催しておりますが、まだまだ現在に至るまで具体的な方針を定めるまでは至っておりません。聞くところによりますと、県内でも御所市立の葛小学校と葛中学校が、本年7月に教育特区申請を行ったということでご

ざいますが、当町におきましては、今後もより慎重に議論を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして子ども模擬議会の結果についてでございますけれども、8月19日火曜日に開催させていただきました結果についてでございます。当日午前9時30分から正午頃まで議会議場をお借りいたしまして、3小学校の4年生から6年生の19名の児童たちに体験学習の場とさせていただきます。議長におかれましては、ご多忙にも関わりませず、当日だけではなく前日の18日のリハーサルにもお付き合いただきました。お陰をもちまして子どもたちの活発な発言を引き出していただいたと感謝しております。また、議会議員の皆様にも多数お越しいたきましてありがとうございます。また、一昨年から再質問も一回に限りできることとさせていただきますが、今年も具体的な再質問そのものはなかったものの、例えばごみのポイ捨て防止の啓発についての質問をした児童につきましては「この町が少しでも美しくなるよう、よろしくお願いします。」と発言するなど19名の児童のうち、5名が理事者の答弁の後意見述べたという事であり、会議録につきましては、現在調整中でございます。出来上がり次第、一日議員として参加してくれました児童、そしてその学校に配布する予定でございます。もちろん議会議員の皆様にも配布させていただきますので、ご一読いただきたいと思っております。以上簡単ではございますけれども、子ども模擬議会の開催結果について報告させていただきます。以上でございます。

委員長 以上で各課の報告事項を一括して述べていただきましたが、質疑についても一括してお受けしたいと思っております。ご質問、ご意見ございましたらお受けします。

嶋田委員 3番目の世界文化遺産登録10周年記念事業についてなんですけれども、記念シンポジウムのパネリストの選考基準をちょっと教えていただけますか。

企画財政  
課長

パネリストにお願いしておりますのが、このシンポジウムの趣旨であります世界文化遺産の登録につきまして、斑鳩町の地域の歴史を知る、地域の文化の活性化で斑鳩町の情報を出し、そういった趣旨で行う事から、まず法隆寺管長につきましてはご承知の事と思いますので、この劇画家で声楽家でもある池田理代子氏につきましては、東京教育大学におられた方ございまして、歴史に大変造形が深く、また分かりやすく、これをエッセイですとか、著述がございます。そういった事から池田氏を採用しております。また立松和平氏におかれましては、法隆寺との関わりが非常に深く、また歴史的な記述もでございます。また最後の武田佐和子氏でございましては、その選考といたしましては、日本の古代史が専攻でございます。そういった事から著述にも信仰の……聖徳太子という著作もございまして、聖徳太子について……この方を選んだという事でございます。

嶋田委員

以前にいかるがを考えるシンポジウムでしたかね、その時にどの町へ行っても通用するような事をおっしゃるパネリストの方がいらっしやいまいしたんで、この人は別に斑鳩に呼ばなくてもいいのではないかなという感想をいただいたもので、選考基準をお伺いしたわけなんですけれども、当日盛大に開かれることを祈念いたします。それと4番目の小中一貫教育についてちょっとお伺いします。先ほどの予算補正の所で小中一貫教育調査研究旅費、そういうのが入ってるんですけど、これは何か視察に行かれるとかそういう事なんですか。

教委総務  
課長

議員のご指摘の、研究会の方で一応・・・なる場合がございますのでその旅費にあてるための補正でございます。

嶋田委員

今予定はたってるんですか。たっていたらお聞かせ願いたい。

教委総務

具体的な行き先については予定はたてておりませんが、広島

課長 　　の呉市の方がいいのではないか、という案もございますので、一応その目的地を想定して予算はたてていただきました。

委員長 　　他にございませんか。なければ各課報告事項についてはこれで終わる事にいたしたいと思います。  
他に理事者側からございませんか。

（その他報告なし）

委員長 　　委員の皆様からございませんか。

小野委員 　　7月1日に事務局から斑鳩町職員の勤務時間中における夏場の服装についてという事で案内いただいているんですけど、もちろんその内容については職場において暑さをしのぎ易い軽装、エコスタイルの励行、ノーネクタイ、ノー上着等という事で、エコスタイルという事で適正冷房の徹底と軽装の励行に取り組む事といたしました。事務局を通じて私たちに案内が来てるんです。今日のこの委員会を見てたら皆さんネクタイきちっと締めておられるし、上着ももちろん着ておられるし。これ、9月30日までそのようにするという事で、議長も何も聞いていないんですけど、本会議中は議長やし、委員会は委員長の判断だと思うんですが、それにつけてこの面に勤務時間中におけるこういう服装という事で一応取り決めをされて、この委員会に臨まれる時に何か、上着を皆、着ていくとか決められたんですか。

総務部長 　　それぞれできるだけエコスタイルの中でしていこうと、差し支えないという事で流したわけですけど、ただ本人本人の関係もありまして、ネクタイを締めても特に問題ないというような形の中で、それぞれ本人が考えて参画、場合によりましては、ネクタイを外している場合もありますけれども、議場につきましてはそれぞれの立場で考えてしているという事でございますのでよろしくご理解いただきたいと思いま

す。

小野委員　そしたら今の励行がね、暑さを感じるのは皆個人差ありますので、確かにネクタイ取っても大丈夫や、それは本人の自由に任せたいという総務部長の話なんですけど、この冷房がエコスタイルに合う冷房の温度なんですか。それらについてはどういう管理をしてるのですか。今は何度に設定しているのですか。

総務部長　一応28℃という基準を設けておりますけれども、ただ議会の議場の場合につきましては、特に外の音、窓を開けていただいた場合やかましい、という具合の中で多少は柔軟な対応をさせていただいておるといふ事もありますけれども、原則としてはそういう基準の中でやらせてもらっています。

小野委員　素直に話をしてくれたら何も言わないけれど、そのような話をしてくられるのだったら、個人に任せてあるんやという事で、そしたら総務部長としては全員に議会の中で聞いて、偶然みんなネクタイを締めて上着を着てきたという、そういう考えなんですかね。やはりこのようにして、一応適正な温度で、勤務時間中ですよ。だから暑いのは決まっておるんですよ。そしたらこういうようにしてきているのだから委員長に申し入れて、ノーネクタイでいきますよ、と。そういう意味での、事務局からの案内だと、全議員一町議会議員各位という事で出してくれてるんです、議会事務局から。だから私たちとしては当然そういうスタイルで来られるんだと、会議の時だけです、日頃職務中、他の日に来てる時には総務部長でもみんなネクタイも外してるやろうし、エコスタイルでしてる。会議室へ入ったらネクタイ締めて上着着てるから、私は今質問させてもらっているんです。

助 役　私はどうしても習慣になっておりまして、誠に申し訳ございませんけれども、議会に来る時にはきちっとした服装で出る、という事。た

だ今年からエコスタイルという事でそういう認識はしております。従って、随時そういう事へ変えていきたいという事も思っておるわけですが、職員全てがやはり、ほとんどはエコスタイルでやってほしいという事は指導しております。そういう事で随時、今年からエコスタイルを採用したわけでございますけれども、すぐに変えるというのは今までの習慣でございますし、私も習慣がございますので、随時自分ながらでその対応をしていきたいという事でご理解いただきたいと思えます。これも、教育長も収入役も同じ考えであろう。ただ、こうしてずっと今ままで議会の中でさせていただいて、そして厳粛の中で答弁させていただくなればきちっとした服装でやらなければならないという認識を持ってきたわけでございますので、その辺はご理解願いたいと思えます。随時是正をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

小野委員 総務部長には申し訳ないんですけど、今の助役のね、会議に出る時は今までこうだったから、私はこうしてやっているんだ、と。先ほどの総務部長のは、言ってみたら悪いけど来年もエコスタイル、勤務時間中はこうします、と言いながら会議になったらみんな上着を着るといふ、この事はね、もうちょっと前向きに考えてほしいから。だから総務部長が、いや、みんながそういう具合にして着てきたというのは、会議だから着やなあかんという事を打ち破らないと、このエコスタイル、適正冷房と書いてるのは、地球温暖化防止というそういう大きな目的があるのに、会議という事だから着るといふなら意味がないからそれらを今年はまだちょっと慣れてないから、私らでもエコスタイルで出て行こうかな、どうするのかないという事が、この案内をもらって、私が都計審のメンバーですので、都計審の所へ行った時に担当のものがみんな暑いのに、助役さんも一こういう形で会議に出席するんやというポリシー持っておられるのかどうか知らんけど、着ておられると。当時議会から行ってる4名はみんなエコスタイルという形で出てました。こういう案内をいただいているから。だけど都計審のメンバーの



中でも何名の方はちゃんとスーツ着ておられたから、それは別にその方のそういう形。町としてはこの地球温暖化防止、省エネの事でエコスタイルをするんだというのだったら、そういう観念をなるべく早い目に、というかむしろこれは委員長の判断で私が言うのはおかしいんですけど、委員長に許可をもらって、こういう具合にするとかした方が私はいいと思いますし、こういう質問させていただきました。それだけでいいです。

委員長

他にございませんか。

それでは委員会の事案であります、簡単に申し上げておきます。9月議会は決算審査特別委員会が設置されますので、総務常任委員からも3名の決算委員の出席をお願いするという事でございますが、あらかじめ委員長の方で、各委員の都合等、挙手をいただいております。決算委員について小野委員と浦野委員と嶋田委員の3名の方を総務常任委員会からお願いすると、いう事をお聞きしたいと思っております。そのように委員会で確認をしたいと思っております。それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

ではお願いいたします。これも9月議会では所定の手続きを取らなければなりませんので、今日できればここでご相談申し上げて、確認をしておきたいと思っておりますが、今朝ほどから、現地調査もし、ご論議をいただいておりますように、藤ノ木古墳の保存と公開のあり方を巡って整備を行う、あるいは中宮寺史跡の公有化が始まっていくわけですから、史跡公園化としてどういう形のものがあるのか、などなどについて、総務常任委員会とも了承しながらこの継続事案としてご審議をいただく事になっているわけですが、その継続事案としているこれらの事案の参考にするために、調査研究をするためという事を一つ目的にした視察研修を考えたいなと思っております。できれば相手方

の都合もあるわけですが、早く決めて相手のご了承を得たなら、10月中にでも視察を早く終えてしまうという事を考えています。現在のところ、そうした面について、箇所を選考についても検討しているわけでありまして、主として我々は継続審査をしていく事に役立つ、あるいは参考になるような所を提起しておきたいという事をいろいろ考えています。できるだけ往復時間だけとられて、視察時間が非常に短いという事も今までにありましたので、そういう事も十分に配慮しながら、できるだけ同じような所で、中宮寺の整備についても、緑地公園、歴史公園関係、あるいは藤ノ木の保存と公開の整備などについて、共通して調査研究ができるような場所を選考したいという事で今、物色をいたしておりまして、近く決めたいと思いますが、これらの事につきましても、皆様のご同意を得るならそういう方向で、具体的には正副委員長にご一任いただきたいという風に思っているんですけど、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

それでは正副委員長の方で検討いたしまして、関係箇所にも事務局を通じて当たっていただいて、9月議会中の委員会では皆様にご報告申し上げてご了承を得るという手配を整えてまいりたいという風に思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。以上で私の方からの提起致しております内容についても終りわけですが、他よろしいですか。

それでは本日の総務常務委員会をこれで終わる事にしたいと思います。

最後に助役さんの方からご挨拶をいただきます。

( 助役挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦勞様でした。

( 午前 11 時 46 分 閉会 )